



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.95

発行：東濃西部広域行政事務組合

改正民法—消滅時効—

令和2年4月1日に改正民法が施行されました。明治29年に民法が制定されて以来の大改正です。その一つが「消滅時効」についての規定の改正です。「消滅時効」とは、権利を行使せずに一定期間が経過した場合に、権利が消滅し、その後はその権利を行使することができなくなるという制度のことです。旧法では、職業別に、例えば、飲食料は1年、弁護士費用は2年、医者に支払う治療費は3年と定められており、何の権利であるか調べる必要がありました。その職業別消滅時効をすべて廃止して、原則として権利を行使することができることを知った時から5年に統一され、時効期間がわかりやすくなりました。



こんな相談ありました



5年前に当時勤めていた職場の食堂で勧誘され10年間積立型年金保険を契約した。最近まとまったお金が必要になったため、5年間積立てた時点で中途解約をしたら、支払った金額より解約返戻金が少なかった。

契約しようとしている保険にはどういったリスクがあるか、詳細な説明を受けましょう。保険商品は高額な契約です。内容を理解できなければ契約するのを辞めましょう。勧誘方法に問題を感じたり、契約内容に不安な場合、消費生活相談窓口にご相談して下さい。

9月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	14件
訪問販売	4件
訪問購入	0件
通信販売	50件
連鎖販売	3件
電話勧誘	14件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	16件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業